

○佐賀市教育委員会教育長事務委任規程

平成 22 年 3 月 25 日
教育委員会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条第 3 項の規定に基づく教育長の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第 2 条 教育長は、佐賀県公立学校職員給与条例(昭和 32 年佐賀県条例第 44 号)第 2 条第 1 項第 2 号に該当する職員に係る扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち、同条例第 23 条の 3 の規定により市が処理することとなる事務を学校運営支援室長(学校運営支援室長が事務長でない場合は、学校長)に委任する。

(委任の留保)

第 3 条 教育長は、この訓令の定めるところにより委任した事務であっても特に必要があるときは、自らこれらの事務を行うことがある。

(委任事務の処理の特例)

第 4 条 この訓令の定めるところにより事務の委任を受けた者は、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、教育長の指示を受けなければならない。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 7 月 26 日教育委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。